



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	福祉国家型教育財政の理論と法制に関する歴史的研究： 1920年代から1960年代を中心に(審査結果の要旨)
Author(s)	宮澤, 孝子
Citation	
Issue Date	2018-03-16
URL	http://hdl.handle.net/2309/149510
Publisher	
Rights	

審査結果の要旨

(1) 研究の目的に意義や独創性があるか。

本論文の目的は、戦前期米国において考案された福祉国家型教育財政の理論、及び、制度を明らかにし、日本における受容、展開、そして衰退の過程を明らかにすることである。研究の背景には、現代日本における子どもの貧困の可視化と、日本国憲法 26 条に定められた子どもの「教育を受ける権利」の形骸化に対する問題意識が存在する。本研究は、いずれも分権国家体制を目指しながら、平等な教育機会を如何に保障するのが政治課題とされていた 1920 年代の米国、及び、戦後教育改革期の日本を分析対象とし、教育財政制度をめぐる課題を歴史研究によって明らかにしようとする点に独自性を有する。ゆえに、その研究目的は、歴史研究にとどまらず、家庭の経済状況に左右されない平等な教育機会を保障する教育財政制度の在り方を追究するものであり、現代的な意義を有する。

(2) 研究の方法は当該学問分野において妥当なものか。

本論文は、日本の戦後改革期に軸足を置きながら、これら占領軍の関与のもとに行われた教育財政改革の源泉をたどるため、戦前期米国の教育財政理論、および、その具体的制度構想を検証し、戦前と戦後の一貫した歴史研究を行おうとする点に方法上の特徴をみることができる。戦前期米国の教育財政研究の分析にあたっては、先行研究の成果を踏まえた上で、ホワイトハウス会議の提言をはじめとする当時の社会的・経済的背景の分析を付加している。また、戦後日本の教育財政制度改革については、これまでの先行研究が主たる分析対象としてきた戦後教育改革資料に加えて、教育刷新審議会議事録や CIE 文書を中心とする占領軍側文書を分析するという新たな研究手法を採っている。いずれも、教育行政学、教育法学分野における歴史研究の手法に学びながら、新たな一次資料を付加するという妥当な方法が採られている。

(3) 研究資料やデータの収集と分析が適切になされているか。

戦前期米国の研究にあたっては、当時の教育財政研究の中心を担っていたストレイヤー (George D. Strayer) と、これを引き継いだモート (Paul R. Mort) の教育財政理論に着目し、彼らが所属していたコロンビア大学に赴いて関連する一次資料を収集している。また、戦後日本の教育財政改革に関しては、教育刷新審議会議事録や、戦後教育改革資料の再検証を丹念に行うとともに、従来の教育財政研究が分析してこなかった GHQ/SCAP Record をはじめとする占領文書を丹念に収集し、緻密な分析を行っている。本論文が「発掘」した諸資料は、学術的、歴史的価値を有するものも多く、研究資料の収集と分析にあたり適切な手法がとられてきたことを示している。

(4) 研究の考察と結論が妥当であり、学術的な水準に達しているか

本論文の結論の一つは、戦前期米国における教育財政研究の理論的到達点が、教育費の最低基準にもとづく財政移転制度にあること、および、これらを戦前期日本において阿部重孝が日本に受容しようとしていたという点である。福祉国家型教育財政の萌芽が戦前期の阿部の研究

によって示されていたことは重要な所見である。二つ目は、CIE 文書や教育刷新審議会議事録の分析により、当時の教育財政関連立法は、その立法目的として教育費のナショナル・ミニмум・スタンダードを設定しようとしていたことを明らかにしている点である。三つ目は、戦後教育改革期の地方分権化の中で構想された学校の教育条件基準を確保するための方策は、占領終結後、教育条件整備行政組織の解体とともに潰えたことを明らかにしている点である。教育のナショナル・ミニмум・スタンダードを保障するためには、これを支える行政組織が不可欠であることを提示している。これらは、いずれも本論文の緻密な一次資料分析によって導き出された妥当な結論であり、学術的に優れた所見であると判断される。

(5) 取得学位にふさわしい意義や成果が認められるか

戦前期米国の教育財政制度研究の成果を阿部重孝が日本に移入しようとしていたという所見は、教育財政の歴史研究上の意義に加え、阿部の思想研究という点においても学術的意義を有している。また、占領文書分析を中心に行われた戦後教育財政改革の研究は、当時立案された教育財政関連立法が、ナショナル・ミニмум・スタンダードの保障を立法目的としていたことを明らかにしている。これらは、先行研究において評価が分かれていた教育財政関連法案とシャウプ勧告をめぐる論争に一定の「決着」を示す成果である。さらに本論文は、福祉国家型教育財政、ないし、教育のナショナル・ミニмум・スタンダードを保障するためには、これらを担う行政組織が必要であることを研究成果として導きだしている。いわば、「教育条件整備の行政組織論」ともいえる新たな研究領域の地平を提起するものとなっている。これらの研究成果は、いずれも学位取得にふさわしい社会的、学術的意義を有するものと判断される。

以上の点を総合的に判断し、本論文の審査委員 6 名全員一致にて、本論文が東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科より博士（教育学）の学位を授与されるにふさわしいと判定した。